

大阪府監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年4月15日

大阪府監査委員	磯部	洋
同	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	川合	通夫
同	光澤	忍

1 指摘事項に対する措置 (公有財産の管理事務について)

監査対象機関名	東淀川警察署
監査実施年月日	平成22年11月26日
監査の結果	措置の状況
警察署の囲障（塀）の一部に、隣接する店舗の駐車場の案内看板等が無断で設置されていた。	本件については、平成22年12月1日に案内看板等の所有者により撤去させました。 今後、行政財産の管理に当たっては、関係規則の規定に基づき、大阪府警察本部において適正に対応していくよう努めます。